

第3期 山武市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
山武市

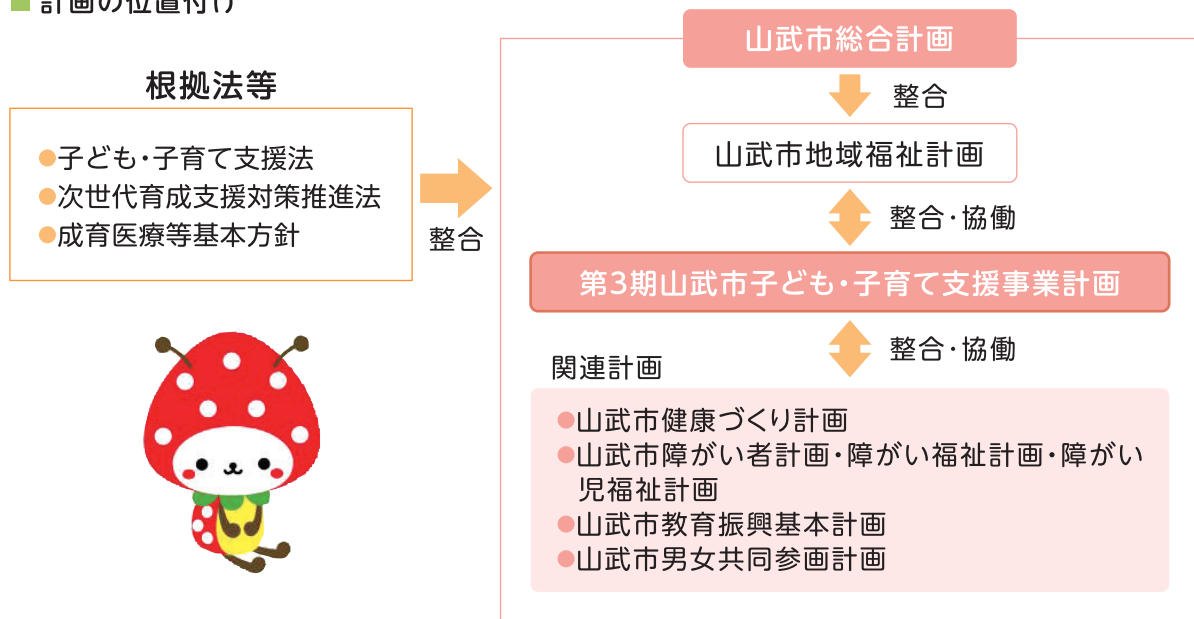
1 計画の趣旨

- 本市は、令和2年3月に策定した「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、その実績や市民のニーズ等を踏まえた上で、こども基本法(令和4年6月成立・公布)をはじめとする国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- 本市は、新たな計画に基づき、家庭、地域、行政が一体となって、子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを進めます。

2 計画の性格

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」、国の成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を含むものです。
- そして、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、地域福祉計画や障がい児福祉計画等保健・福祉・教育分野の関連計画や、県及び国の関連計画との連携・整合性を図るとともに、貧困家庭や障がい児等、社会生活を円滑に営む上で配慮を必要とするこどもや家庭を支援するための施策を含むものです。

■ 計画の位置付け



3 計画期間

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
本計画	→	第3期 計画策定	→	→	中間 見直し	→	改定	次期計画
第3次 山武市 総合計画	→	→	→	改定	次期計画	→	→	→

4 基本理念

こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる
“こどもまんなか”のまち さんむ



5 基本目標

基本目標 1：こども・親・家庭への包括的な支援

全てのこども・親・家庭を切れ目なく支援する環境づくり

- 妊娠前から妊娠期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに応じた支援を基本とし、親子の健康やこどもの健やかな成長を切れ目なく支援するとともに、身近に相談相手がない親・家庭を切れ目なく支援することができるよう、相談支援や情報提供の充実、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進を図ります。

基本目標2：こどもへの支援

次代を担うこども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

- 子育てのための支援、こどもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を基本とし、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、放課後等のこどもの居場所づくり、児童の健全育成、こどもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児及び医療的ケア児への施策の充実、外国につながるこどもへの支援の充実等を図ります。

基本目標3：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心してこどもを育てられる環境づくり

- 安定した家庭生活に向けた支援を基本とし、次代の親の育成と家庭における教育力の向上につながる取り組みの推進とともに、ひとり親家庭など生活が困難な状況にある家庭の自立支援、子育て家庭の経済的支援を図ります。

基本目標4：地域・社会全体での支援

こどもと子育てを支援する地域社会づくり

- 地域社会全体でこどもと子育てを支援する生活環境を整備していくことを基本とし、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進、地域コミュニティによる子育て支援の充実、多様な働き方の実現と働き方改革の推進を図ります。

6

成長段階等に応じた支援の取り組み・事業の一覧表

(★は第3期計画からの新規事業又は第2期計画に未記載の既存事業)

基本 目標	施 策	こどもの成長段階等(保護者を含む)							
		妊娠前・妊娠中	0～3か月児	4か月～1歳児	1・2歳児	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生～
こども・親・家庭への包括的な支援	こども家庭センターの設置	★こども家庭センターの設置							
	身近な相談体制の充実	★地域子育て相談機関の設置							
		子育て支援センターでの相談							
		利用者支援事業							
		こども園・幼稚園等での園庭開放							
	情報提供体制の充実	子育て情報の提供							
	産前産後の支援の充実	妊婦健康相談							
		パパママサロン							
		産後ケア事業							
		妊産婦・乳児訪問指導事業							
		すくすく広場							
		ベビーサロン							
		産後のセルフケア&バランスボール教室							
成長段階に沿った親子の健康づくりの推進	はぴねすこころの相談								
	★妊婦のための支援給付								
	小児予防接種事業						学校保健		
	歯科保健								
	親子相談								
こどもへの支援	こどもの人権の尊重	子ども人権(CAP)事業					★こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発		
	児童虐待防止対策と家庭支援	★こどもが意見を表明しやすい環境整備							
		児童虐待防止対策							
	障がい児及び医療的ケア児等への支援	乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応							
		★児童発達支援センターの設置							
		★地域生活への参加・包容(インクルージョン)の推進							
		障害児通所支援							
	外国につながるこどもへの支援・配慮						特別支援教育の推進		
							日本語教室担当者会議		
							日本語交流会		
	健康診査	医療機関委託健康診査(妊婦・乳児)					ちびっこ国際交流事業		
		妊婦歯科健康診査							
		乳幼児健康診査							
産婦健康診査									
新生児聴覚スクリーニング検査									
発達支援						ことばの相談			
						のびのび発達相談			
食育の推進	離乳食教室			食育の推進					
思春期保健対策の推進						性教育(思春期教室)			
						飲酒・喫煙・薬物乱用防止			

基本目標		施 策							
		妊娠前・妊娠中	0～3か月児	4か月～1歳児	1・2歳児	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生～
こどもへの支援	就学前の教育・保育サービス			通常保育事業 延長保育事業 一時保育事業 ★乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 病児・病後児保育事業					
	就学前の教育・保育の質の向上と保育等人材の確保					幼保連携 保育の質の向上のための取り組み ★保育等人材の育成・確保			
	放課後児童対策の推進						放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) 放課後子ども教室		
	学校の教育環境等の充実						「確かな学力」の向上の推進 「総合的な学習の時間」の実施 健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施) 信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)		
						教職員間の意見交換会の実施			
	いじめ・不登校などへの対応						いじめ等の被害にあったこどもの保護 不登校・引きこもり対策 相談体制の拡充		
親・家庭への支援	親業講座・家庭教育学級			親業講座			家庭教育学級		
	子ども医療費助成					子ども医療費助成			
	保育料・給食費の減免			保育料の減免制度		給食費の減免制度			
	こどもの貧困・ひとり親家庭への支援			ひとり親世帯児童虐待防止対策 母子家庭自立支援給付金事業			生活困窮世帯のこどもに対する学習支援		
				児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費等の助成			就学援助制度		
	児童手当等助成			児童手当 未熟児養育医療給付事業					
地域・社会全体での支援	安全で快適な住環境整備の推進			障がい児の養育に関する経済的支援の推進					
				公園の適正な管理 道路網の整備・維持管理 公営住宅の管理・整備					
	地域安全活動の推進					交通安全活動・教育 防犯対策		青少年環境対策 登下校時の安全活動	
	児童健全育成活動の推進					こども園・幼稚園・学校等の安全活動 世代間交流の推進 読書活動の推進、子ども会活動		職業体験学習等	
									青少年国際相互交流事業
	男女共同参画の推進					男女共同参画の推進			

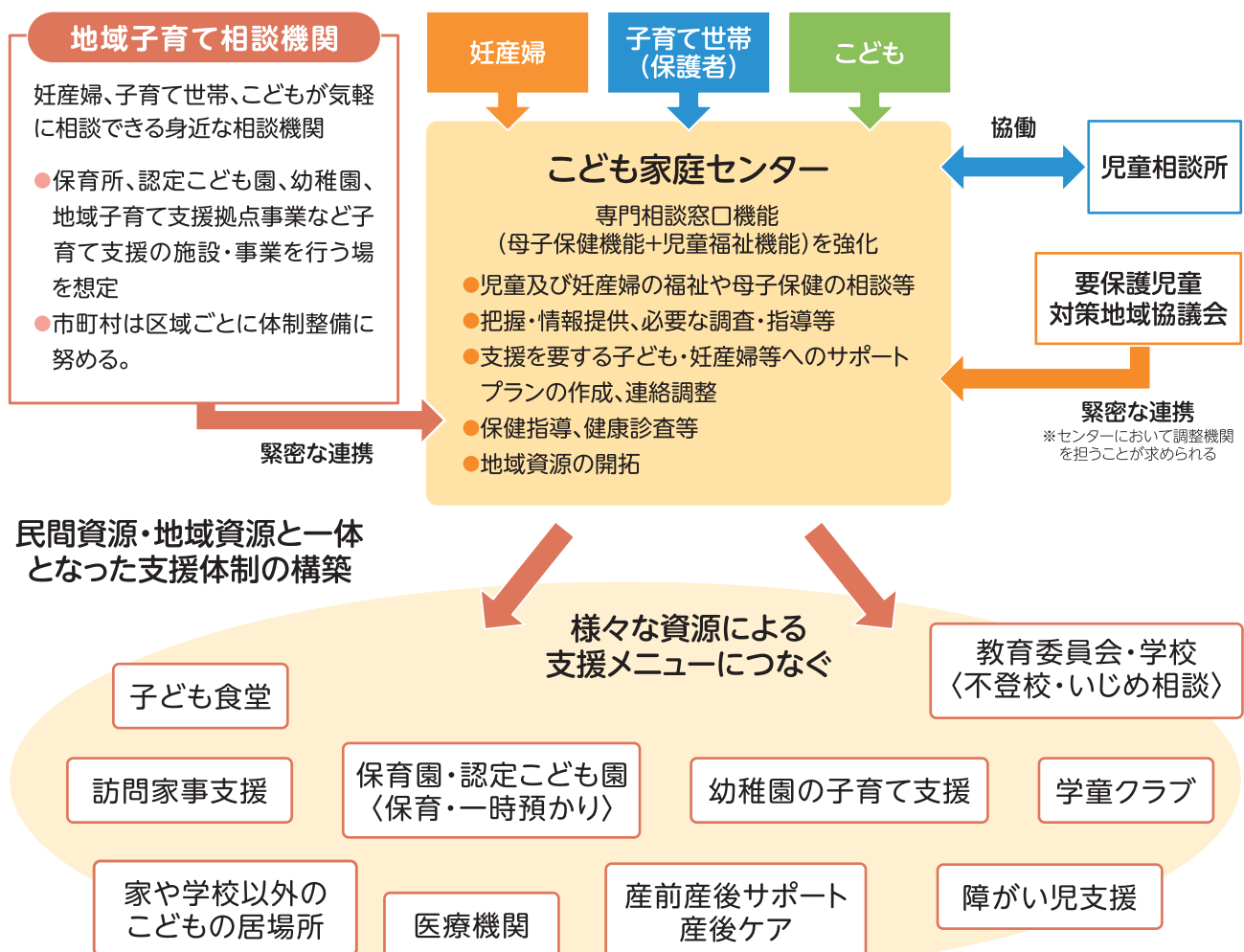
7 新規事業等について

- 改正児童福祉法(令和6年4月施行)に基づく「こども家庭センター」の設置をはじめ、次の新規事業等を実施します。

【新規事業等】

事業・取り組み	事業等の内容・方針
こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期までの専門相談窓口機能(母子保健機能+児童福祉機能)を強化するため「こども家庭センター」を令和8年度末までに設置します。 全ての妊産婦や支援を必要とするこども、子育て家庭にサポートプランを作成し、切れ目ない支援につなげるためのマネジメント等を行います。 また、充実したサービスを提供するために地域資源の開拓に努めます。

■ こども家庭センターのイメージ図



事業・取り組み	事業等の内容・方針
地域子育て相談機関の設置	地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う相談機関として、「地域子育て相談機関」の設置に努めます。 また、「こども家庭センター」と連絡調整を行い、子育て支援に関する情報提供に努めます。
妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を行い、必要なサービスの紹介等情報提供を行います。 面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。 ※令和6年度までは、伴走型支援事業として実施していました。
妊婦のための支援給付	安心して出産・子育てができるよう相談の充実を図り、経済面での負担を軽減するため、妊娠届出時及び出生後の面談・手続き後に支援給付金を支給します。 ※令和6年度までは、出産子育て応援給付金として実施していました。
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	国作成のこども基本法の趣旨や内容を説明したパンフレットの活用や市のホームページへの掲載等を通じて、こども基本法及びこどもの権利条約について広く周知啓発に努めます。
こどもが意見を表明しやすい環境整備	こどもが安心して意見を表明しやすい環境を整備し、聴取した意見は、こども施策等に反映するよう努めます。 また、こども施策等について、こどもが理解しやすくアクセスしやすい方法による情報提供を行います。
児童発達支援センターの設置	地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児をもつ家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの設置に努めます。 県や事業所と情報交換を行い、山武圏域での共同設置をめざすとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
地域生活への参加・包容（インクルージョン）の推進	障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、こども園や放課後児童クラブ等での障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援体制を構築します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月の一定時間、園等で保育を行う事業について、令和7年度から事業を開始します。
保育等人材の育成・確保	園を支援する国及び県の施策（処遇改善や職場環境づくり）に関する情報提供と併せて、保育の魅力・イメージ向上等につながる取り組みを検討し、実施します。

8

教育・保育の量の見込みと確保方策

- 就学前の教育・保育(こども園、幼稚園、保育園等)について、次のとおり「量の見込み(需要見込み)」を設定し、それに対応する「確保方策」を定めます。
- 1号認定(教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童)、2号認定(保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童)、3号認定(保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童)のいずれも、既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(単位:人)

			実績	推計				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①量の見込み		180	174	153	135	115	105
	②確保量	特定教育・保育施設 (こども園、幼稚園)	414	230	230	230	230	230
	②－①		234	56	77	95	115	125
2号認定	①量の見込み		465	479	453	431	398	396
	②確保量	特定教育・保育施設 (こども園、幼稚園)	512	540	540	540	540	540
	②－①		47	61	87	109	142	144
3号認定	①量の見込み		223	201	199	201	197	193
	②確保量	特定教育・保育施設 (こども園、幼稚園)	259	270	270	270	270	270
		特定地域型保育事業 (小規模保育事業所、 家庭的保育事業所)	15	15	15	15	15	15
		計	274	285	285	285	285	285
	②－①		51	84	86	84	88	92

9

計画の点検・評価

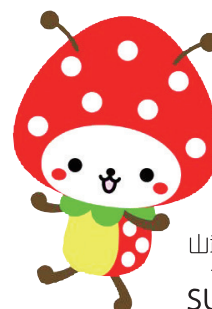
- 本計画については、各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設等の状況などについて、毎年度点検・評価するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。
- これらの点検・評価は山武市子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。



第3期山武市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年3月 山武市

山武市マスコット
キャラクター
SUN ムシくん